

第5回共通到達度確認試験

令和6年1月7日実施

2. 刑 法

試験時間 14:20～15:10 (50分)

《注意事項》

1. 試験時間中の途中退出、問題冊子の持ち帰り、解答用紙の回収

各科目の試験開始から30分経過後、終了5分前までの間に限り、解答が終了した場合は途中退出を認めます。解答用紙を提出して退出したときは再入室を認めません。ただし、トイレ・急病等、やむをえない事情で退席される場合は、挙手をして試験監督員の誘導を受けて、一時退出をしてください。

途中退出の場合も含め、試験終了後は、問題冊子はお持ち帰りください(解答用紙は回収します)。

2. 筆記用具等

解答用紙へのマークは、HBまたはBの黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具(HB・B以外、シャープペンシル等)を使用した場合、採点装置で読みとることができず、無効と判断されることがあります。

試験時間中、机の上に置いておけるものは、受験票、学生証、鉛筆、メモ用のシャープペンシル、消しゴム、手動の鉛筆削り、時計(計時機能だけのもの)、眼鏡、衛生用品だけです。その他の物(六法、筆箱、眼鏡ケース等)はカバン等に入れてください。

マーカー、定規、ボールペン、耳せん、ストップウォッチ等の補助具は使用できません。また、携帯電話等の通信機器は必ず電源を切って、カバン等にしまってください。

3. 解答方法

- ・問題は、正誤問題20問と五肢択一問題10問、合計30問あります。
- ・記載されている試験科目と問題番号、解答欄をよく確認のうえ、マークしてください。
- ・各問題につき1つのみマークしてください(2つ以上マークすると無効になります)。
- ・誤ってマークした場合は、跡が残らないようにきれいに消しゴムで消してください。
- ・機械で採点しますので、解答用紙は折り曲げたり汚したりしないでください。
- ・問題冊子の印刷不鮮明、落丁・乱丁があった場合は監督者に知らせてください。
- ・問題冊子の余白等は適宜利用して構いませんが、どのページも切り離してはいけません。
- ・試験開始の指示があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- ・自己採点をする場合は、問題冊子に自身の解答を記録しておいてください。

4. その他

以下の行為があった場合、「失格」とし、その時点以降の受験をお断りします。また、すでに受験した部分についても無効とし、採点は行いません。

- ①試験中に、他人に援助を与えたり、他人から援助を受けたりした場合
- ②他人に代わって試験を受けた場合
- ③他人に対する迷惑行為を行った場合
- ④試験終了の合図があったにもかかわらず鉛筆を置かない等、試験監督員の指示に従わなかった場合
- ⑤その他、不正行為を行った場合

* 正解および問題の解説は、本日中(20時頃まで)に公表します。法科大学院協会のウェブサイト(<http://www.lskyokai.jp/>)のメニューから「共通到達度確認試験について」を開き、詳細はこちらをクリックして検索してください。

【刑法一部改正について】

刑法の問題は、令和5年9月1日において施行されている法令に基づいて出題されています。「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第67号)のうち、拘禁刑の創設および執行猶予制度の改正に関する部分は同日において未だ施行されていません。

問題 1～20 [配点：各 1 点]

以下の問題について、それぞれ内容が正しい場合には 1 を、誤っている場合には 2 を選びなさい。ただし、争いのある場合には判例の立場によるものとする。

問題 1

X が A の顔面を足で蹴りつけ（暴行）、全治 10 日程度の傷を顔面に負わせたところ、その暴行により、A が有する脳の高度の病変が悪化し、A は死亡した。この場合、X の行為時、X が A の病変を知らず、また知りえなかったとしても、X の暴行と死亡結果との間の因果関係は肯定される。

問題 2

X ら 4 名が A に対しマンション居室内で長時間激しく執拗な暴行を加えたところ、A は極度の恐怖感を抱いて逃走をはかり、10 分後に、なお X らに追跡されていると思いながら、上記マンションから約 700 m 離れた高速道路に進入し、疾走してきた自動車に轢かれて死亡した。この場合、A 自身が危険な逃走方法を選択しているという事情があるとしても、X らの暴行と A の死亡結果との間の因果関係は肯定される。

問題 3

X は、A を殺害する意図で A に向けて拳銃を発砲したところ、発射された弾丸は A の顔をかすめた後、A から約 30m 離れたところを歩いていた予想外の B に当たり、B は重傷を負って病院で治療を受け、一命をとりとめた。この場合、X には A に対する殺人未遂罪と B に対する傷害罪が成立する。

問題 4

自転車と歩行者の衝突事故によって歩行者が死亡した場合において、自転車の運転者が道路交通法上の義務に違反していたとしても、死亡結果の発生を予見することが不可能だったのであれば、運転者に（重）過失致死罪の成立は認められない。

問題 5

正当防衛による違法性阻却は、自己防衛本能に基づく制度であるから、自己の法益を守るための行為についてしか認められないのに対して、緊急避難の場合は、他人の法益を守るための行為についても認められる。

問題 6

緊急避難は、避けようとした害よりも小さな害を生じさせるにとどまった場合だけでなく、避けようとした害と生じた害の程度が同じ場合でも、認められうる。

問題 7

空手の有段者である 20 歳代の男性 X は、夜間の路上で、いずれも酩酊してふらふらと歩いている 20 歳代の女性 A と 50 歳代の華奢な体格の男性 B とが揉み合ううちに A が塀にぶつかって尻もちをついたのを目撃して、B が A に暴行を加えているものと誤解し、A を助けるべく両者の間に割って入ったうえ、A を助け起こそうとし、次いで B のほうを振り向き両手を差し出して B のほうに近づいたところ、B がこれを見て防御するため手を握って胸の前辺りにあげたのを自分に殴りかかってくるものと誤信し、自己および A の身体を防御しようと考え、とっさに B の顔面付近に当てるべく全力で空手技である回し蹴りをして、B に頭蓋骨骨折の瀕死の重傷を負わせた。X に殺意はなかった。この場合、X の行為は、傷害罪の構成要件に該当するが、いわゆる誤想過剰防衛にあたって、刑法 36 条 2 項により責任が阻却される。

問題 8

心神喪失とは、精神の障害により、行為の違法性を弁識する能力のない状態、または、この弁識に従って行動を制御する能力のない状態をいい、また、心神耗弱とは、精神の障害により、行為の違法性を弁識する能力が著しく限定されている状態、または、この弁識に従って行動を制御する能力が著しく限定されている状態をいう。

問題 9

X が書店で文庫本を万引きしたところ、それを発見した店長 A が X を追いかけて、店の前の路上で X を組み伏せた。偶然そこを通りかかった X の友人 Y は、事情をすべて察知したうえで、X を逃がすために A に暴行を加えることについて X と意思を通じて、X に覆いかぶさっている A の頭部をいきなり強く蹴りつけた。この場合、事後強盗罪を刑法 65 条 2 項が適用される加減的身分犯であると解すれば、Y には事後強盗罪の共同正犯が成立する。

問題 10

共同正犯の成立には、関与者間で犯罪を行うことについての意思の連絡が必要であるから、犯罪を行う意思のない過失犯の場合には、共同正犯が成立することはない。

問題 11

医師 X が、妊娠第 26 週に入った妊婦に依頼されて、自ら開業する医院で墮胎措置をしたところ、母体外に排出された子 A は生きており、未熟児医療を受けさせればほぼ確実に生育する可能性があった。X は、設備の整った病院に未熟児医療を要請することが可能であったにもかかわらず、生育の可能性を認識しながら遺棄の故意をもって A を院内に放置したため、墮胎措置から約 54 時間後に A は死亡した。この場合、X には業務上墮胎罪が成立し、さらに保護責任者遺棄致死罪も成立する。

問題 12

狩猟免許を有する X が私的な娯楽として狩猟を行う場合において、X の狩猟行為を Y が偽計や威力を用いて妨害しても Y に業務妨害罪は成立しないが、X が人を熊と間違えて射撃したことによりその人に傷害を負わせれば、X に業務上過失致傷罪が成立しうる。

問題 13

景品と交換する目的で、磁石を用いた不正な方法でパチンコ店のパチンコ機械からパチンコ玉の占有を取得する行為は、景品交換の際に当該パチンコ玉を返還する意思があるとしてもなお不法領得の意思が存在し、窃盗罪が成立する。

問題 14

親族相盗例（刑法 244 条）は、窃盗罪、横領罪および器物損壊罪には適用または準用されるが、強盗罪および恐喝罪には適用または準用されない。

問題 15

特殊詐欺が問題となる事案において、警察官を装って A に電話をかけた X は、A の預金口座から現金をおろして A 宅に移動させる必要性がないにもかかわらず、それが必要である旨を偽ってそれらの行為を A に求め、かつ、真実は警察官ではないにもかかわらず、間もなく警察官が A 宅を訪問することを予告した。この場合、それらの嘘は財物の交付に向けた準備行為を促すものであって、財物の交付に向けて人を錯誤に陥らせる行為とはいえ、X の欺罔行為が存在しないため、詐欺未遂罪は成立しない。

問題 16

X は、A に対して 20 万円の金銭債権を有しており、A はこのうち 12 万円については自発的に返済したものの、残金については返済しなかった。このため、X は、自分の手下である Y および Z と共謀し、A 宅に押し掛けて、A に対し、残金 8 万円および迷惑料 7 万円の合計 15 万円を直ちに支払わない限り A の身体に危害を加える旨の脅迫を加え、X らの要求に従わなければ身体に危害を加えられるかもしれないと畏怖させて、A から 15 万円を受け取った。この場合、X には 15 万円全体につき恐喝罪が成立する。

問題 17

X は、A 社から盗み出された約束手形（130 通、5 億円相当）を所持する Y から、同約束手形を A 社関係者に売却することを依頼された。X は、同約束手形が A 社から盗み出された盗品であることを知りながら、A 社の社員である B と買取りの条件について交渉をしたうえで、同約束手形を 8000 万円で A 社に売却した。これは、盗まれた物を被害者のもとに回復する行為であるから、X の行為に盗品等有償処分あっせん罪は成立しない。

問題 18

外観が公園の景観と調和するように設計された公衆便所の外壁に、ラッカースプレーを用いて大きな落書きを行う行為であっても、その内部を便所として使用できる限り、建造物としての効用を害していないため、建造物損壊罪は成立しない。

問題 19

逮捕勾留によって身柄を拘束されている犯人を釈放させるために、自分が真犯人であると偽って警察に出頭する場合、それによって犯人の身柄拘束が解かれなくても、犯人隠避罪が成立する。

問題 20

建造物等以外放火罪の成立には、公共の危険の発生が必要であり、同罪の故意が認められるには、焼損の結果として公共の危険を発生させることの認識が必要となる。

問題 21～30 [配点：各 3 点]

以下の問題に解答しなさい。ただし、争いのある場合には判例の立場によるものとする。

問題 21

不作為犯に関するつぎの記述のうち、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア. X は、幼い自分の子 A が池で溺れかけているのを発見し、このままだと A が溺死すると思ったが助けに行くことをせず、その後、A は溺死した。この場合に、X が自ら助けに行ったり他の人に助けを求めたりするなど A を救命するための手段をとることは不可能であったという状況であれば、X に殺人既遂罪が成立する余地はない。
- イ. X は、幼い自分の子 A が池で溺れかけているのを発見し、このままだと A が溺死すると思ったが助けに行くことをせず、その後、A は溺死した。この場合に、X が A を助けに行っても A の救命は合理的な疑いを超える程度に確実ではなかったが、五分五分程度の救命の可能性があったという状況であれば、X に殺人既遂罪が成立する余地はない。
- ウ. X は、自己が警備員として働く A 所有の現住建造物において火災を発見したが、消火をせず、その後、当該建造物は全焼した。この場合に、既に発生している火災を利用する積極的な意思が X になれば、X に現住建造物放火罪が成立する余地はない。
- エ. 幼稚園の送迎バスの運転手 X は、園児を降車させて引率する際に車内の点検・確認を怠ったため、眠っている園児 A がまだ車内に残っていることを見逃し、その後、A は熱中症により死亡した。不作為犯が成立するのは故意がある場合に限られるので、この場合、X に業務上過失致死罪が成立する余地はない。
- オ. 自動車を運転していた X は、過失により A に自車を衝突させた後、A を病院に連れていこうと考えて自車に運び込んだが、事故の責任を追及されることを恐れて自車を発進できないまま長時間悩んでいるうちに、A は衝突によって生じた傷害がもとで死亡した。この場合に、A が死亡することの認識が X になれば、X に保護責任者遺棄致死罪が成立する余地はない。

1. アイ 2. アオ 3. イウ 4. ウエ 5. エオ

問題 22

つぎの【決定文】を読み、それに関連した理解として、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

【決定文】

「被告人は、事故を装い被害者を自殺させて多額の保険金を取得する目的で、自殺させる方法を考案し、それに使用する車等を準備した上、被告人を極度に畏怖して服従していた被害者に対し、犯行前日に、漁港の現場で、暴行、脅迫を交えつつ、直ちに車ごと海中に転落して自殺することを執ように要求し、猶予を哀願する被害者に翌日に実行することを確約させるなどし、本件犯行当時、被害者をして、被告人の命令に応じて車ごと海中に飛び込む以外の行為を選択することができない精神状態に陥らせていたものといえることができる。

被告人は、以上のような精神状態に陥っていた被害者に対して、本件当日、漁港の岸壁上から車ごと海中に転落するように命じ、被害者をして、自らを死亡させる現実的危険性の高い行為に及ばせたものであるから、被害者に命令して車ごと海に転落させた被告人の行為は、殺人罪の実行行為に当たるといふべきである。」

- ア. 被告人が、【決定文】記載の事実関係を認識しつつも、自殺をさせるのは自殺関与罪にとどまると考えていた場合でも、被告人に殺人罪の故意は認められる。
- イ. 被害者が、被告人の行為により【決定文】のような精神状態にまで陥ることはなかったが、被告人の行為により死ぬつもりとなり車ごと海中に飛び込んだ場合には、被告人は処罰されない。
- ウ. 【決定文】と異なり、被告人に保険金を取得する目的がなかった場合、被告人は自殺関与罪の故意にとどまる。
- エ. 被害者が、被告人の行為により【決定文】のような精神状態にまで陥り、最終的に被害者が自殺する意思を有して海中に飛び込んだ場合には、被害者が死亡していたとしても被告人は殺人未遂罪にとどまる。
- オ. 被害者が、被告人の行為により【決定文】のような精神状態にまで陥ったが、被告人の想定に反して、被害者は死ぬつもりなく海中へ飛び込んだ場合でも、被告人に殺人罪の故意は認められる。

1. アウ 2. アオ 3. イエ 4. イオ 5. ウエ

問題 23

X は、A が鉄パイプで突然殴りかかってきたので、身を守るために A の顔面を素手で 1 回殴った（第 1 暴行）。それに続いて、以下のア～オに示された事実が、それぞれ生じたものとする。ア～オのうち、A の「鼻骨骨折」の傷害につき X に傷害罪が成立するものの組み合わせとして、正しいものを 1 つ選びなさい。なお、X の第 1 暴行は、それ自体について見れば、正当防衛の要件を満たしているものとする。

ア. A は、第 1 暴行によって尻もちをついたが、鉄パイプを手放さず、「ぶっ殺す」と言いながらすぐに起き上がる構えを見せた。X は、A の攻撃を阻止するために、その顔面を素手で 1 回殴った（第 2 暴行）。A は、第 1 暴行によって鼻骨骨折の傷害を負った。なお、X の第 2 暴行は、A の再度の攻撃を阻止する行為として必要最小限度のものと認められた。

イ. A は、第 1 暴行によって尻もちをついたが、鉄パイプを手放さず、「ぶっ殺す」と言いながらすぐに起き上がる構えを見せた。X は、A の攻撃を阻止するために、その顔面を素手で 1 回殴った（第 2 暴行）。A は、第 2 暴行によって鼻骨骨折の傷害を負った。なお、X の第 2 暴行は、A の再度の攻撃を阻止する行為として必要最小限度のものと認められた。

ウ. A は、第 1 暴行によって意識を失い、その場に倒れたが、X はそれに気づきながらも、A に対して憤激し、もっぱら攻撃の意思で、倒れた A の背中を足で数回踏みつけた（第 2 暴行）。A は、X の第 1 暴行によって鼻骨骨折の傷害を負い、第 2 暴行によって肋骨骨折の傷害を負った。

エ. A は、第 1 暴行によって意識を失い、その場に倒れたが、X はそれに気づきながらも、恐怖心から勢いあまって引き続き防衛の意思により、A が倒れた直後にその顔面を素手で 1 回殴った（第 2 暴行）。A は、X の第 1 暴行によって鼻骨骨折の傷害を負った。

オ. A は、第 1 暴行によって意識を失い、その場に倒れたが、X はそれに気づきながらも、恐怖心から勢いあまって引き続き防衛の意思により、A が倒れた直後にその顔面を素手で 1 回殴った（第 2 暴行）。A は、X の第 2 暴行によって鼻骨骨折の傷害を負った。

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. エオ

問題 24

未遂に関するつぎの記述のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 未遂犯の処罰は限定的であり、すべての犯罪に未遂処罰が認められているわけではない。
- イ. 実行の着手は客観的な危険の問題であり、実行の着手の有無を判断する際、行為者の犯行計画がどのようなものであったかは考慮されない。
- ウ. X は、金品を盗もうと考え、深夜、無人の個人商店内において、懐中電灯で真っ暗な店内を照らしたところ、商品が積んであることがわかったが、なるべく現金を盗みたいと思い、現金があるレジに近づいた。この場合、X に窃盗罪の実行の着手が認められる。
- エ. 中止犯（中止未遂）は刑の減免事由であり、中止犯の要件を満たしても犯罪の成立は否定されない。
- オ. 中止犯（中止未遂）が成立するためには、自己の意思により犯罪を中止したことが必要であり、実行の着手の後、犯行を継続しないという不作為だけで中止犯が成立することはない。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

問題 25

教唆犯および幫助犯に関するつぎの記述のうち、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

- ア. X は、Y の刑事事件に関して Y から相談を受けた際、具体的な証拠偽造の方法を考案し、これを X が実行することを Y に積極的に提案した。X は、Y の意向にかかわらず当該証拠偽造を実行するまでの意思はなかったが、Y が上記提案を受け入れ X に当該証拠偽造の実行を依頼したので、実行の意思を固め、当該証拠偽造を実行した。この場合、Y には証拠偽造罪の幫助犯ではなく教唆犯が成立する。
- イ. 幫助犯が成立するためには、正犯者の犯罪遂行に必要な不可欠な助力を与えることが必要であり、これを容易にするだけでは足りない。
- ウ. X が A に暴行を加えているのを偶然目撃した通りすがりの Y は、当該暴行を確実に制止できたにもかかわらず、制止行動に出ず、暴行現場から立ち去った。この場合、たとえ X の当該暴行により A が傷害を負ったとしても、Y に傷害罪の幫助犯は成立しない。
- エ. X が A 宅での強盗を計画していることを偶然知った Y は、犯行当日に X のために A 宅の鍵を開けておき、その後、実際に X が A 宅で強盗を実行した。この場合、Y の開錠行為があったからこそ X の強盗行為が可能になったのだとしても、X が Y の当該開錠行為の存在を認識していなければ、Y に強盗罪の幫助犯は成立しない。
- オ. 教唆犯・幫助犯は狭義の共犯であるから、その刑は正犯の刑を必要的に減輕したものになる。

1. アウ 2. アオ 3. イエ 4. イオ 5. ウエ

問題 26

つぎの【事例】における X および Y の罪責に関する記述のうち、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

【事例】

X は知人 A を X 宅に誘いだし、A に対し、カッターナイフで右側頭部を切り付け、複数回にわたり、顔面、腹部等を拳で殴り、足で蹴るなどの暴行を加えた（X による「第 1 暴行」）。X が A に対する暴行を開始してから約 5 分後に、X の友人 Y が X 宅に遊びに来たところ、A は X から激しい暴行を受けて血まみれになっている状況であった。それを目にした Y はとにかく X に加勢しようと考え、X と暗黙のうちに共謀を遂げた。当該共謀に基づき、X および Y は、A に対し、こもごも、背部、腹部等を複数回蹴ったり踏み付けたりするなどの暴行を加え、また、X は、A に対し、顔面を拳で殴り、千枚通しで大腿部を刺し、はさみで右手の小指を切り付けるなどの暴行を加えた（X および Y による「第 2 暴行」）。

その結果、A は、第六肋骨骨折（a）、右側頭部切創（b）、左大腿部刺創（c）、右小指切創（d）、上口唇切創（e）の傷害を負った。これらの傷害のうち、傷害 b については、第 1 暴行により、傷害 c および傷害 d については、第 2 暴行のうち X の暴行により生じたものであるが、傷害 a および傷害 e については、第 1、第 2 いずれの暴行により生じたのか不明であった。また、Y が加えた暴行は、傷害 a を生じさせる危険性があったことは認められるが、傷害 e を生じさせる危険性があったことは認められなかった。

- ア. 第 1 暴行および第 2 暴行のいずれにも関与していた X には、X および Y のどちらが生じさせたか不明である傷害 a も含めて、すべての傷害結果が帰責される。
- イ. 傷害 a との関係で同時傷害の特例（刑法 207 条）は適用されず、Y に傷害 a は帰責されない。
- ウ. A が X の暴行を受けて負傷し、逃亡や抵抗が困難になっている状態を利用して、X および Y が第 2 暴行に及んだといえる場合には、第 2 暴行から関与した Y にも、傷害 b が帰責される。
- エ. 同時傷害の特例に基づき、Y には、傷害 c および傷害 d が帰責される。
- オ. 傷害 e との関係で同時傷害の特例は適用されず、Y に傷害 e は帰責されない。

1. アウ 2. アオ 3. イエ 4. イオ 5. ウエ

問題 27

窃盗罪に関するつぎの記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 窃取とは、他人の占有する財物につき、その人の意思に反してその占有を侵害し、行為者の支配下に移すことを意味するから、X および A が共同で保管する B の貴金属を、X が A の了承を得ないままに自己の単独占有に移した場合には、A の占有を侵害して自己の支配下に移したといえるため、X には同貴金属につき窃盗罪が成立する。
2. X がいわゆるパチスロ店においてパチスロ遊戯機に針金を差し込んで不正にメダルを取得するのを店員の監視から隠蔽するために、Y が X の隣で壁役として、通常の方法によりパチスロ遊戯機で遊戯をしてメダルを取得した場合には、Y による同メダルの取得は店の管理者が容認する通常の遊戯方法によるものであるから、Y には同メダルにつき窃盗罪は成立しない。
3. A が公園のベンチにポシェットを置き忘れて公園から立ち去り、2分後に約 200 m 離れた時点で気付いて引き返した場合に、A が同ポシェットを置き忘れてベンチから約 27 m しか離れていない場所まで歩いて行った時点で X がそれを現認して同ポシェットを領得したときは、A の同ポシェットに対する占有を侵害したといえるため、X には窃盗罪が成立する。
4. 委託された封緘物の中身の占有は委託者に帰属するから、A が B に宛てて送った郵便物を郵便配達人 C が誤って X 宅の郵便受けに入れた後に、B に宛てて送られた郵便物であることを認識しつつ X が開封して中に入っていた商品券を領得した場合には、A の同商品券に対する占有を侵害したといえるため、X には窃盗罪が成立する。
5. X が、友人 A から A 名義の銀行キャッシュカードを窃取したうえで、同カードを用いて、銀行支店の現金自動預払機 (ATM) から不正に現金を引き出した場合には、X には同カードにつき窃盗罪が成立するのみならず、同現金についても窃盗罪が成立する。

問題 28

つぎの【決定文】を読み、詐欺罪および【決定文】の理解として、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

【決定文】

「入会の際に暴力団関係者の同伴、紹介をしない旨誓約していた本件ゴルフ倶楽部の会員である X が同伴者〔＝被告人〕の施設利用を申し込むこと自体、その同伴者が暴力団関係者でないことを保証する旨の意思を表している上、利用客が暴力団関係者かどうかは、本件ゴルフ倶楽部の従業員において施設利用の許否の判断の基礎となる重要な事項であるから、同伴者が暴力団関係者であるのにこれを申告せずに施設利用を申し込む行為は、その同伴者が暴力団関係者でないことを従業員に誤信させようとするものであり、詐欺罪にいう人を欺く行為にほかならず、これによって施設利用契約を成立させ、X と意を通じた被告人において施設利用をした行為が……詐欺罪を構成することは明らかである。」

- ア. 【決定文】は、X による本件の利用申込行為は、告知義務に違反した不作為による欺く行為であるとの判断を示している。
- イ. 【決定文】は、交付の判断の基礎となる重要な事項を偽ることが欺く行為には必要であるとする見解と矛盾するものではない。
- ウ. X からゴルフ場の利用申込みを受けた従業員が、たまたま同伴者が暴力団関係者であることに気づいたが、知らないふりをして、利用を許したとしても、詐欺罪の既遂が成立する。
- エ. X が、ゴルフ場の利用料金を全額支払っている場合には、財産上の損害に向けられた欺く行為が存在しないため、詐欺罪は成立しない。
- オ. 【決定文】によれば、X と被告人には、ゴルフ施設の利用という財産上の利益を取得したことによる2項詐欺既遂罪が成立する。

1. アイウ 2. アウエ 3. イウエ 4. イエオ 5. ウエオ

問題 29

背任罪の成立要件に関するつぎの記述の正誤について、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. X が、A から融資を受けるに際し、自己所有の家屋につき、A との間で、A を第1順位とする抵当権設定契約を締結したが、抵当権設定登記が未了であることを奇貨として、B から融資を受け、その担保として上記家屋につき、B との間で、B を第1順位とする抵当権設定契約を締結し、その登記をしたという事例において、抵当権設定者たる X は、A との関係で「他人のためにその事務を処理する者」にあたる。
- イ. 信用組合の専務理事である X が、自身の担当業務である A 社への貸付判断にあたり、決裁権を有する同組合理事長 B が同組合の内規に反して無担保での貸付を決定・指示したのに対し、A 社の財務状況からは貸付金の回収が見込めないとして無担保での貸付に反対する意見を述べたものの、最終的には指示に従って融資を実行したという事例において、X による融資の実行は、「その任務に背く行為」にあたる。
- ウ. A 信用保証協会 B 支所長の X が、C が D 銀行から 1000 万円の融資を受ける際に、C に返済能力がないことを知りつつ、A にその債務保証を行わせた場合には、C の債務が不履行の段階に至らなくとも、A に「財産上の損害を加えた」と認められる。
- エ. 「自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的」にいう「利益」は財産上のものには限られず、銀行の融資担当者が、自ら行った不正融資が発覚して面目信用が失墜するのを避けるという身分上の利益もこれにあたる。

1. アのみが誤っている
2. イのみが誤っている
3. ウのみが誤っている
4. エのみが誤っている
5. ア～エはすべて正しい

問題 30

つぎの記述のうち、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 弁護士資格を有しない X は、弁護士である A が自己と同姓同名であることを利用して、自らが弁護士 A であるように偽り、依頼者である B に交付する目的で、「弁護士 A」名義の弁護士報酬請求書、振込依頼書、領収証等の文書を作成した。この場合、X に私文書偽造罪は成立しない。
- イ. X は、無免許運転をしていたところ、警察官から取締りを受けた。その際、X は、「免許証は家に忘れて来ました」と言って、知人である A の氏名等を称し、提出を求められた道路交通法違反（免許証不携帯）の交通事件原票中の供述書欄の末尾に「A」と署名した。この場合、たとえ事前に A から、交通違反の取締りの際には A 名義での文書を作成する旨の承諾を得ていたとしても、X には私文書偽造罪が成立する。
- ウ. X は、指名手配中であり、A という偽名を用いて就職しようと考え、虚偽の氏名、生年月日、住所、経歴等を記載し、X の顔写真を貼り付けた A 名義の履歴書を作成した。この場合、X に私文書偽造罪は成立しない。
- エ. X は、供託金の供託を証明する文書として行使する目的で、公文書である A 地方法務局供託官 B 作成名義の供託金受領証から切り取った供託官の記名印および公印押捺部分を、虚偽の供託事実を記入した供託書用紙の対応する箇所に貼り付け、これを複写機で複写する方法により、あたかも真正な供託金受領証の写しであるかのような外観を有するコピーを作成した。この場合、文書のコピーの性質とその社会的機能に照らして、当該コピーは文書偽造罪の客体となるから、X は、コピーの作成権限を有する者を名義人とする私文書を偽造したものとして、私文書偽造罪が成立する。
- オ. X は、自動車を運転する際にこれを携帯し、また一定の場合には、これを他人に提示等するために、運転免許証を偽造した。その後 X は、当該偽造した運転免許証を携帯して、自動車を運転した。この場合、X には偽造公文書行使罪は成立しない。

1. アイ 2. アウ 3. イオ 4. ウエ 5. エオ

【参加学生への告知事項】（受験要綱から再掲）

- 試験の答案は第三者機関が採点処理します。なお、管理委員会および第三者機関は、試験結果分析のため、受験番号に対応した属性情報（所属法科大学院、年次、未修・既修の別、入学年）を把握しますが、受験者の個人識別情報（学籍番号、氏名等）は把握しません。
- 所属する大学における学業成績や司法試験の結果等と比較分析を行う場合があるため、その分析に必要な範囲内において、受験番号ごとの属性情報と成績を、8年間保管します。なお、この比較分析において、受験者が不利益を被ることはありません。
- 全体の採点・分析結果および各大学の採点・分析結果は、各法科大学院に提供され、必要に応じて個々の参加学生に提供されます。その提供方法は、各法科大学院で異なります。